

【お詫びと言いつい】 貨物も「核兵器を除いて」大丈夫らしい

先般私は、輸出令 13 条の対象品目に関する下記条文中の括弧書きに異議を唱えました。

(<http://1st-xcont.com/ExceptNBCetc.pdf>)

別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）

ところが最近、条文を読み返したところ、私の理解に誤りがある（すなわち別の理解も可能である）ことが判明しました。ここに関係者の皆様にお詫びするとともに、私の間違いの詳細を御報告致します。

### 1. クレームの内容

前回の私の主張は、輸出令 13 条の括弧書き「(核兵器等を除く)」は不要というものです。

#### 輸出令 13 条

法第 69 条の 6 第 2 項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第 1 の 1 の項（(五)、(六) 及び (十) から (十二) までを除く。）及び同表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

不要論の理由は、4 項(1)及び 4 項(1 の 2)のロケット・UAV（及びそれらの関連品）は「核兵器等に当たる」ので、もし「2～4 項品のうち核兵器等を除く」と、輸出令 13 条の対象外になってしまうと考えたからでした。そのことに制定者は気づいていないのではないかなと思ったのです。

### 2. 「別の理解」があった

私は制定者の意図を読み違えていました。

どうも制定者は、「4 項(1)及び 4 項(1 の 2)のロケット・UAV（及びそれらの関連品）が輸出令 13 条の対象に含まれていなくても大丈夫（他で言及済）」と考えていたらしい。つまり条文の作りに関して私とは「別の理解」を持っていたようなのです。

私がどのように読み違えていたかをこれから説明します。

#### 【その 1】実は制定者は「A 又は『B として政令で定める貨物』のつもりだった

輸出令 13 条の親規定である外為法 69 条の 6 第 2 項第二号の読み方に問題がありました。

条文を見てみましょう。

#### 外為法 69 条の 6

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

「核兵器等又はその開発等のため……と認められる貨物として政令で定める貨物」とありますね。これを私は『A（核兵器等）又はB（認められる貨物）』として政令で定める貨物と読みました。すなわち輸出令13条は『AとB』についての詳細規定であろうと理解したわけです。

つまり私の理解で輸出令13条は、「対象とする核兵器等」の範囲と、「対象とする『開発等に用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物』」の範囲を定めた規定ということになります。

従って4項(1)・(1の2)の「ロケット・UAV」は、同条の指定範囲から外れたことにより外為法69条の6対象外である、と私は判断したのです。

しかし「別の理解」も可能だったことに最近になって気が付きました。

それは制定者は下線部を「A（核兵器等）又は『B（認められる貨物）として政令で定める貨物』」のつもりで書いていたということです。すなわち輸出令13条を『Bのみ』についての詳細規定」ととらえていたのです。

この場合、対象となる「核兵器等」の範囲を定めるのは輸出令13条ではありません。ではどこで定めるのか？ ちょっと意外かもしれませんが次の通りです。

- i 「核兵器」「軍用化学製剤」「軍用細菌製剤」「散布用装置」；特段の規定なし
- ii 「ロケット・UAV」；外為令27条1項（貨物関連の記述の出所が外為令、というのは、「核兵器等」については法69条の6第2項第一号の用語法に従うため）

さてそうすると、4項(1)・(1の2)の「ロケット・UAV」は、もちろん輸出令13条の対象には含まれませんが、それが「核兵器等」である以上、ただちに外為法69条の6第2項第二号の対象になるわけです。

## 【その2】実は括弧書きが修飾するのは「1から4項」だった

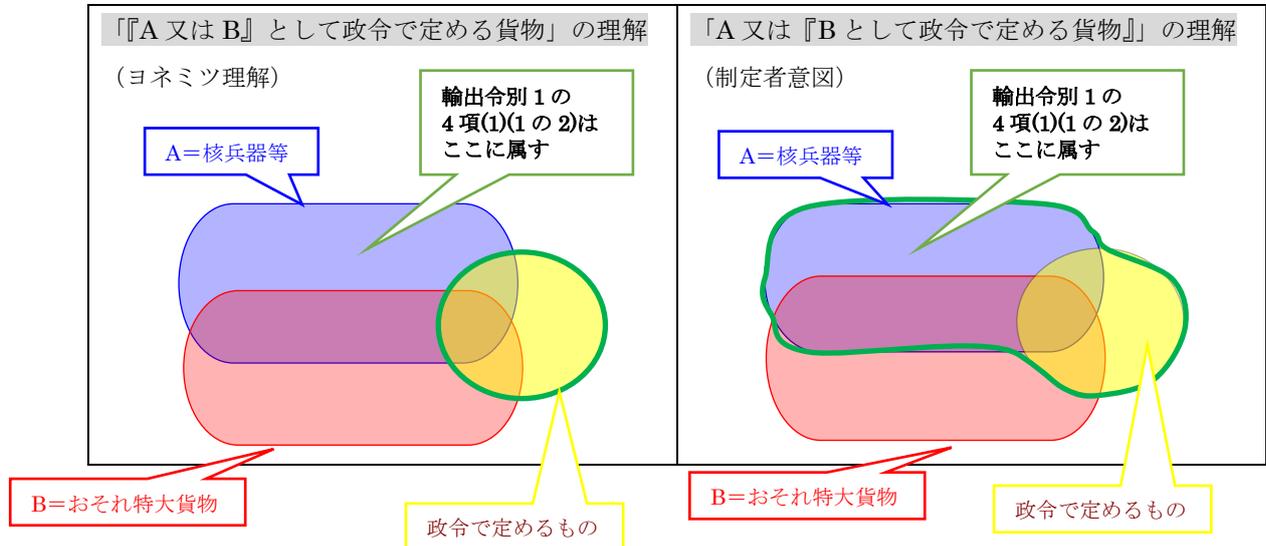
では輸出令13条における「核兵器等を除く」の括弧書きはどう読むべきか？

私は「2～4項から核兵器等を除く」だと思っていたのですが、制定者の意図では「1～4項から除く」だったのです。なぜなら【その1】でも述べたように、13条は元々「核兵器等」について述べるためのものではないのですから。ここでもし「1項からも除く」ことを怠ると、同条の対象に「核兵器等」が混入してしまい、話が違うということになってしまいます。

私たちはついつい「なぜ同条では1項からも『核兵器等』を除くのだろう？ そんなことをしていいのか？」と悩んでしまいますが、心配は御無用です。なぜなら前述【その1】の通り、「核兵器等」は同条の対象すなわちB（認められる貨物として政令で定める貨物）に含まれなくても、別途Aとして外為法69条の6第2項第二号の対象範囲に入っているからです。

たしかにこの理解は十分可能でした。

どうも話がややこしくなっていました。図で表すことに致しましょう。緑の線で囲った領域が、それぞれの理解に基づく指定範囲です。問題の4項(1)(1の2)は青ゾーンに位置するので左図では緑線の領域に含まれず、右図では含まれることになるわけです。



### 3. 負け惜しみを少々

#### 【その1】 「2つの読み方」が可能ではないか？

「制定者の意図」（「A 又は『B として政令で定める貨物』」の読み方）は分かりました。たしかにそれだと辻褄も合っています。

しかし法令読解の常道として、『A 又は B』として政令で定める貨物」という読み方も不可と決めつけることはできないのではないのでしょうか？

なぜなら第一に、それはごく自然な読み方だと思うからです。

第二に、もし「そんな読み方バツ！」とするならば、リスト規制で見かける「AA 装置又はその部分品であって、XX 規定に定めるもの」型の条文は、次のように読まねばならなくなります。

- i AA 装置は即該当（XX 規定の内容に関係なく）
- ii 部分品だけを XX] 規定に照らして判定

しかし該非判定の常道はそうではなく「AA 装置も部分品も XX 規定に照らして判定せよ」だったのではないのでしょうか？

「XX で定める」の変形として「AA 貨物又はその部分品（XX に定めるものを除く）」型もあります。この場合の読み方はもしかして

- i AA 装置は即規制該当（XX 規定の条件にあてはまるか否かに関係なく）
- ii 部分品は XX 規定の条件にあてはまる場合を除いて規制該当

と読むのでしょうか？（普通は「AA 装置も部分品も XX 規定条件を満足する場合は非該当」とするところかと思うのですが）

そういえば輸出令 13 条も「及び」と「又は」の違いこそあれ、よく似た構文です。

すなわち「1項及び2～4項中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く）」というのですから。この条文の場合、制定者の意図としては「1項も2～4項も核兵器等を除く」と読みます。『A（1項）及びB（2～4項）』（1～4項を除く）の読み方を正解としているわけですね。外為法69条の6第2項第二号とは別の読み方を。

詰将棋の世界で、このように2つの解法が存在するものは「余詰作品」と呼ばれます。作品は不完全作とされ、ちょっと前なら作者は入選取消の扱いでした。

ともあれこの「A又はBであってXX規定に定めるもの」というパターン、構文的には常に2つの理解（余詰）がありうるということが分かりました。では読み手としてはどうやって意味を確定していけばよいのか？

それを決めるのは文脈の考察です。ちょっと抽象的な言い方に聞こえるかもしれませんが、要するにAやB、XXといった変数に何が代入されるかに基づいて、『A又はB』であってXX規定に」と「A又は『BであってXX規定に』」のどちらが意味が通りやすいかを考えましょう、ということです。

そこで本件も「A＝核兵器等」「B＝認められる貨物」「XX＝政令で定める貨物」であることによって、どちらの理解の方が意味が通りやすいかを考えてみます。するとあらためて『A又はB』として政令で定める貨物」という読み方に相当の合理性があるように思えます。

というのは、「XX規定」に当たる輸出令13条が別表第1の1項品に詳しく触れており、そして1項品といえば兵器そのものの規制（「核兵器」も「軍用の化学／細菌製剤」も「その散布用装置」も1項の規制品）と見るのが自然だからです。つまりここでの「XX規定」は「核兵器等に関する記述のように見える」ということです。さらに申せば、1項を「兵器開発に用いられるおそれ」の観点から見ると人は少数派でしょう。従って輸出令13条は、「核兵器等そのもの」にも関係する規定と理解するのが平均的読み方であり、「A（核兵器等）」についても「XX（政令）で定めるものに限定される」とするのを否定はできないのではないかと、という結論になるわけです。

さきにも述べたところですが「2つの読み方」がともに可能というのは困ったことです。法令とはそもそも国民の生活・活動のための道具であり実用品なのですから。「よくよく読み直せば、解釈は一つしかないんだぜ」と制定者は言いたいかもしれませんが、それでは「実用品」としては失格です。（詰将棋なら作者は「一見詰みそうな手順があるが、実はそれは詰まない『紛れ』手順であり、正解は別の一つだけ。ドーダ！」と威張ってかまわないんですけどね。なにせ「超難解作」というのは詰将棋作品にあっては勲章の一つですから）

**【その2】 法の趣旨（「核兵器等の開発等」への転用懸念）と政令は整合しているか？**

図の黄色の網掛け部分について考えてみました。仮に、その品目が「核兵器等」そのものでもないし、その「開発等」への転用懸念も考えにくいですが、輸出令13条の指定項番に該当する品目だったらどうなるだろうか。

端的な例を言えば輸出令別表第1の1項(1)…銃砲/銃砲弾規制…です。

ピストルや銃弾が十分に危険なシロモノであることは私も認めます。違反の罰則を重くするのも趣旨としては異存ありません。しかし**大量破壊兵器の「開発等」への懸念特出品を指定するという法の趣旨を考えたとき、それに引っ掛けて政令で指定してよいのだろうか**と思います。

私は「親規定の趣旨がどうであれ、政令で定めてしまえばこっちのものだ（これでいいのだ）」という考え方にはくみしません。これはたとえ話ですが、もしその政令に「12項(9)潜水用具」のような明らかに大量破壊兵器の「開発等」に無縁な品目が含まれていたらどう思いますか？ 手続き的には「政令は閣議通った以上有効」でしょうが、常識的には無理筋でしょう。「法律の趣旨にとらわれず自由に政省令の中身を定める」と、このような珍現象が起こりうるのです。

そもそも政令とは、**立法府から行政への委任に基づいて制定されるという大原則**を再度思い起こしてください。もしこれが政令と省令の間のギャップであれば（もちろんそれだっていない方が望ましいですが）行政府内の問題ですから、のちほど内部で調整してくればよいでしょう。しかし大元である法の趣旨を超えて政令が規制を行うのは「**立法府 vs 行政府**」ということで、問題の次元が異なります。憲法関係の判例に登場する「**行政への委任の範囲を逸脱する**」とか「**行政の裁量権の濫用**」などという事態になりかねないと感じました。（実際に裁判所に話を持ち込む物好きはいないと思いますが）